

あいさつ

平素は、当組合をご利用いただきありがとうございます。

はじめに、高知地区の購買事業における不正行為、仁淀川地区の共済事業および信用事業における不正行為、土長地区における食品製造の不正行為等の不祥事の発生につきましては、組合員の皆様をはじめとする多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当組合は相次ぐ不祥事の発生を受け、令和3年10月にJAバンク基本方針のレベル格付に指定され、令和4年2月には高知県から業務改善命令を受けました。特別調査委員会から提言のあったガバナンス、コンプライアンス意識の問題を真摯に受け止め、統合後最大となる700人規模の人事異動を実施いたしました。今後も旧の組織ごとに存在する独自ルールの払拭に向けた対応を進め、組織の変革と役職員の意識改革に取り組んでまいります。

また、経営基盤の強化に向けては、新たな3か年計画を策定し各種施策に取り組んでまいりました。役員体制を77人から53人に変更したほか、拠点のスリム化や業務のシステム化を図り事業の見直しを進めてまいりました。加えて、将来に損失を繰り返さないよう減損会計を厳格に適用し、29億85百万円を減損損失として計上しております。

令和3年度の収支状況は長期化するマイナス金利や新型コロナウイルスの影響などによって全般的に事業収益が伸び悩む結果となり、16億9百万円の事業損失の計上に至りました。

当組合の喫緊の課題は、『回復』であると強く認識しております。一刻も早い信頼回復と経営改善を実現させていくよう、再発防止策の徹底と3か年計画の着実な実践に取り組んでまいります。引き続き当組合へのご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

高知県農業協同組合

代表理事組合長 秦泉寺雅一

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくります。

<経営方針>

- ・地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。
- ・人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。
- ・新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。

1. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

2. 事業の概況（法定）

令和3年度は、長期化するマイナス金利や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、事業全般に影響を生じる1年となりました。

販売事業では、コロナ禍による業務用需要の低迷によって、販売品販売・取扱高が伸び悩み、販売事業総利益は26億73百万円（前年度対比△92百万円）となりました。購買事業では、原料価格の高騰などを受けて生産資材を中心に供給高は増加しましたが貸倒引当金の繰入により、購買事業総利益は31億20百万円（同△2億81百万円）となりました。共済事業では、満期到来による契約件数の減少などにより共済付加収入が減少し、共済事業総利益は38億35百万円（同△1億44百万円）となりました。信用事業では、マイナス金利などの影響により預金利息や受取特別配当金などの資金運用収益が悪化したことに加え、当組合の子会社に対する貸倒引当金の繰入により信用事業費用が増加し、信用事業総利益は31億36百万円（同△18億19百万円）となりました。

こうした中、当組合の財務状況については、固定資産の減損損失を計上したことなどにより、自己資本比率は14.93%（同△1.22ポイント）となりました。

また、誠に遺憾ながら、当組合のホームページに掲載のとおり、①高知地区の購買事業における不正行為（平成29年1月～令和3年8月）、②仁淀川地区の共済事業および信用事業における不正行為（平成21年5月～令和3年8月）、③土長地区における食品製造の不正行為（平成26年～令和3年2月）等の不祥事が発覚しました。これらを受け、JAバンク基本方針による不祥事点検基準の「レベル1」に格付されるとともに、高知県からは「業務改善命令」を受けました。組合員の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

当組合では、一連の不祥事の原因究明およびガバナンス・内部統制上の問題を「総ざらい」し、体制の再構築を図るべく、外部専門家で構成する特別調査委員会、類似の案件を悉皆的に調査する「悉皆調査プロジェクト会議」（以下「PJ会議」という。）をそれぞれ設置いたしました。

特別調査委員会およびPJ会議からの調査結果・提言を受け、再発防止に向けたガバナンス体制の強化、リスク管理体制の整備、内部統制の強化等を含む再発防止策を策定し、役職員が一丸となって実践しております。

【令和3年度の事業実績】

(単位：千円)

区 分	項目	令和3年度
財務	事業利益	△1,609,918
	経常利益	△913,411
	当期損失金	△3,841,600
	総資産	782,692,606
	純資産	36,534,491
信用事業	貯金	722,673,985
	預金	599,030,529
	貸出金	91,828,191
	有価証券	21,112,881
	国債	4,839,601
	その他	16,273,280
共済事業	長期共済保有高	2,032,868,430
	短期共済新契約掛金	4,211,840
購買事業	購買品供給・取扱高	17,448,662
販売事業	販売品販売・取扱高	63,880,121

3. 農業振興活動（リレバン、法定含む）

これまでの不祥事の発生を踏まえ、「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンス遵守の取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」「内部けん制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策の徹底に取り組めます。

また、場所別・部門別損益、設備投資計画の進捗管理を徹底するとともに、向こう5年間の経営収支シミュレーションを実施し、将来動向を見据えた経営基盤の強化を図ります。

そして、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた各種施策の実践と「地域の活性化」に向けた食農教育などの活動を行い、組合員・地域の皆様とつくるより良い「未来」を目指して「不断の自己改革」にまい進してまいります。

【農業所得増大対策】

事業間連携のとりまとめ部門としての機能を発揮し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて、各種対策に引き続き取り組めます。

J A大会に掲げる産地総点検運動の一環として、生産部会とともに、将来を見据えた品目別の振興計画を段階的に策定し、品目別の課題解決ならびに産地の維持拡大に取り組めます。

加えて、生産資材の価格高騰など営農環境の変化に対応していけるよう、再生産価格の実現に向けて全国組織や行政機関等への要請活動に取り組めます。

【営農指導事業】

地域農業の振興に向けて、組合員との徹底した対話などを通じて担い手を中心とする組合員とのつながりを強化し、行政等と連携して営農指導の役割を發揮します。

また、品目担当専門営農指導員を中心とした研修を充実させ営農指導員の研鑽を図ることで農業者の栽培技術の向上につなげていくとともに、部会組織と連携して新規就農者の受入などを通じて多様な担い手の確保に努めます。

【販売事業】

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めます。

県域J Aとして、県産農畜産物の販売拠点の機能を十分に発揮し、「農業者の所得増大」「農業生産の維持・拡大」に取り組めます。

また、出荷包装資材の軽量化、出荷段ボール強度の季節分け等により、出荷コストの低減に取り組めます。

【購買事業】

世界的な食料需要の増加や燃料高騰等により、ロシアのウクライナ侵攻前から生産資材の原料相場は上昇するとともに、物資の供給が不透明感を増してきています。

このような情勢に対応するため、営農部門と連携した土壌分析に基づく適正施肥の提案、生産者予約の積上げ強化に取組み生産資材の安定供給に努めます。

また、多様化する組合員ニーズに対応するため出向く体制を強化するとともに、営農部門との連携強化を図り生産資材コストの低減、あわせて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けて継続した取組を行います。

【信用事業】

地域に寄り添い、身近な存在として「農業・暮らし・地域」の各領域において金融仲介機能を発揮し、組合員や地域住民からの信頼を受け一層必要とされる存在を目指します。

【共済事業】

不祥事の再発防止を徹底し、組合員、利用者への一層の「安心」と「満足」を提供していきます。

「相互扶助（助け合い）」の精神を原点として事業活動を展開し、「3Q訪問活動」を軸に「近況・ご加入内容・請求漏れの確認」などを通じて契約者に寄り添った保障点検を行うとともに、未保障・低保障世帯に対して地震や豪雨災害、新型コロナウイルスなど様々なリスクへの備えを促し、組合員、利用者サービスの向上を図ります。

また、「Webマイページ」や「JA共済アプリ」をはじめとするデジタル化施策の拡大のほか、交通安全教室の開催や小学校新入生への黄色い傘の寄贈などによる地域貢献活動にも引き続き取組みます。

4. 地域貢献情報（リレバン、法定含む）

「地域の活性化」に向け、くらしの活動で掲げる4つの重点事項（食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動）を中心にして、地域コミュニティづくりに取り組みます。

また、中山間地域等のライフラインの要としての役割を發揮し、地域に根差した協同組合として組合員・利用者の営農と暮らしをサポートします。

当組合の資金は、その大半が組合員・地域住民の皆様からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。組合員・地域住民の皆様や、地方公共団体等に貸出金を通じて資金を供給しております。

令和3年度末の貯金・貸出金の残高は、以下のとおりです。

①貯金残高

(単位：千円)

項目	令和3年度
要求払貯金	270,482,047
定期性貯金	452,191,937
合計	722,673,985

②貸出金残高

(単位：千円)

貸出先	令和3年度
組合員（みなし組合員を含む）	80,356,578
地方公共団体・地方公社	10,110,233
その他	1,361,379
合計	91,828,191

5. リスク管理の状況（法定）

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

リスク管理とは、金融の自由化、国際化の進展に伴い信用リスク、市場、流動性、事務リスク等の様々なリスクが組合の経営に及ぼすものを、いかにコントロールして管理していくかということです。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などいろいろな弊害が発生してきます。当組合では様々なリスクに対する管理体制を強化し、経営の健全性維持と体質強化の取組を実施し、組合員・利用者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めております。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

また、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクター（リスク要因）の変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM

を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、種類ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、電算センター等と連携をとりながらコンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努め、システムの万一の災害・障害等に備えた管理体制を構築しております。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

◇金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応

①苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口は、各支所窓口または下記までお問合せ下さい。

【信用事業】

信用事業本部 信用企画部 企画推進課

(電話：088-821-6172、平日 午前9時～午後5時)

※ なお、J Aバンクにおける金融ADR制度への対応は、J Aバンク高知ホームページ (<https://www.jabank-kochi.jp/>) をご覧ください。

【共済事業】

共済事業本部 事務部 共済事務課

(電話：088-821-6191、平日 午前9時～午後5時)

※ なお、J A共済における金融ADR制度への対応は、J A共済ホームページ (<http://www.ja-kyosai.or.jp/contact/sodan/>) をご覧ください。

②紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

愛媛弁護士会紛争解決センター (電話：089-941-6279)

岡山弁護士会岡山仲裁センター

※ ①の窓口または一般社団法人J Aバンク相談所 (電話：03-6837-1359) にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会紛争解決センターには、直接お申立ていただくことも可能です。

【共済事業】

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況（法定）

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、14.93%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項目	内容
発行主体	高知県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,570百万円（前年度10,763百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、令和元年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

7. 主な事業の内容（法定）

（1）主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービスなど取扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱、貸金庫のご利用、全国のJ Aでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

- 各種自動受取（年金受取等）
- 各種自動支払（税金、電気、電話等の公共料金、家賃等）
- 給与（給料）振込サービス
- 定時自動集金サービス（授業料等集金）

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、県内各地の直販所を通じて県内農畜産物の地産地消にも取り組んでいます。

また、令和3年2月からは通販サイト「ときごろ」を通じ、「土佐の旬の食べごろ」をコンセプトに県産の新鮮な農畜産物や加工品の産地直送を行っています。

◇購買事業

購買店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を供給しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物や日用品等の生活資材も取り扱っています。

また、一部エリアでは、移動購買車による食料品等の生活物資の供給も行っており、地域のライフラインの役割を担っています。

◇加工事業

生産者の生産した農産物に付加価値を加え、地域の特性を生かした加工品の開発を行っています。

◇利用事業

集出荷場やライスセンターの運営を行うことで生産者の生産から出荷までをサポートし、地域の農業生産を支える拠点としての役割を担っています。

〔営農・生活相談事業〕

- ◇営農指導相談
- ◇くらしの相談
- ◇健康づくり

〔生活関連事業〕

- ◇店舗事業（Aコープ）
- ◇自動車事業
- ◇石油（J A－S S）事業 など。

■主な貯金■

種類	特 色	内 容	期 間	預 入 金 額
当座貯金		安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。	制限なし	1円以上
普通貯金		手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	制限なし	1円以上
総合口座		普通貯金の機能に加え、1冊の通帳に定期貯金・定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金の90%(最高300万円)まで自動的にご融資します。	制限なし	1円以上
貯蓄貯金		普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。	制限なし	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	利率は市場実勢に応じて決定します。据置期間経過後は引き出し自由で、一部の引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選択できます。利率は市場実勢に応じて決定します。	1か月以上 10年以内	1円以上
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	1か月以上 10年以内	1千万円以上
	変動金利定期貯金	6か月ごとに市場金利動向に合わせて利率が変更され、金利環境の変化に対応できます。	1年以上	1円以上
	据置定期貯金	6か月の据置期間経過後はお引き出しが自由です。また、何回でも一部お引き出しが可能です。	5年以内	1円以上 1千万円未満
積立型貯金	積立式定期貯金	毎月の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	特に定めなし	1円以上
	定期積金	毎月の一定額の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	6か月以上 10年以下	1千円以上
財形貯金	一般財形貯金	給料・賞与からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形住宅と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形年金と合算して550万円まで非課税の特典を受けられます。	5年以上	1円以上
譲渡性貯金		大口の余裕金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	7日以上 5年以内	1千万円以上

<貯金のご利用にあたっての留意事項>

貯金のご利用にあたっては、ご契約上の規定など、それぞれの商品の特色を窓口でおたずねいただくなど、ご確認の上、ご利用下さい。

■主な貸出一覧■

□農業性資金

種 類	対 象	資 金 使 途	融 資 金 額	融 資 期 間
農業近代化資金	認定農業者、認定就農者、認定就農者に準ずる担い手(各種制限あり)	農業経営の改善を図るために必要な施設・機械全般の改良、造成、取得のための前向き投資。または初期投資に必要な運転資金。	個人:1,800万円 (ただし、認定農業者以外の担い手は事業費の80%) 法人:2億円以内	原則として、取得する施設等の耐用年数以内で15年以内
アグリマイティー資金	組合員資格を有している個人および法人	生産・担い手資金 加工・流通・販売資金 地域活性化・地域振興資金 再生可能エネルギー対応資金	総事業費の100%以内	長期資金:原則10年以内 (据置期間3年以内) 短期資金:1年以内
JA 営 農 ロ ー ン	正組合員の資格を有する個人・法人 個人にあつては、契約時の年齢が20歳以上71歳未満の方	営農に必要な短期運転資金	300万円以内	1年以内 ※個人の場合は75歳の誕生日を超えて契約更新することができない。

*ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。

*上記ローン以外にも取扱がございます。

□生活性資金

種 類	対 象	資 金 使 途	融 資 金 額	融 資 期 間
JA 住 宅 ロ ー ン (一 般 型)	組合員資格を有する方で、貸付時年齢20歳以上66歳未満の方	住宅の新築・購入・リフォーム資金、土地の購入資金、他金融機関からの住宅資金の借換	5千万円以内	35年以内
JAリフォームローン (一 般 型 A)	組合員資格を有する方で、貸付時年齢20歳以上66歳未満	住宅の増改築・改装・補修、他金融機関からのリフォーム資金の借換等	1千万円以内	15年以内
JAマイカーローン (一 般 型 A)	組合員資格を有する方で、貸付時年齢が満18歳以上75歳未満でかつ最終償還時の年齢が満80歳未満の方	自動車・バイクなどの購入資金、運転免許の取得資金、他金融機関からの借換等	1千万円以内	10年以内
JA教育ローン (一 般 型 A)	組合員資格を有する方で、貸付時年齢20歳以上で、最終償還時の年齢が満71歳未満の方	就学されるご子弟の教育に関する全ての資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金	1千万円以内	据置期間を含めて最長15年以内(在学期間+9年以内)
多 目 的 ロ ー ン	組合員資格を有する方で、貸付時年齢18歳以上で、最終償還時の年齢が満71歳未満の方	生活に必要な一切の資金	500万円以内	6ヶ月以上10年以内

*ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。

*上記ローン以外にも取扱がございます。

<ローンのご利用にあたっての留意事項>

ローンについては、金利変動ルールなど、それぞれのローンの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意下さい。

■公庫資金■

種 類	対 象	資 金 使 途	融 資 金 額	融 資 期 間
<受託先>日本政策金融公庫(農林水産事業)				
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	設備資金、運転資金等	(1貸付先に対する最高限度額) 個人…3億円 法人…10億円	25年以内(うち据置期間10年以内)
青年等就農資金	認定新規就農者	設備資金、運転資金等	(1貸付先に対する最高限度額) 3,700万円	12年以内(うち据置期間5年以内)

*上記資金以外にも取扱がございます。

各種信用手数料一覧表

(令和4年4月1日現在)

為替手数料

(税込)

種 別		同一店舗		本支店		県内・県外系統		他行	
		3万未満	3万以上	3万未満	3万以上	3万未満	3万以上	3万未満	3万以上
送金手数料		—		440円		440円		660円	
窓口振込手数料	電信扱	110円	330円	220円	440円	220円	440円	550円	770円
	文書扱※1	—		220円	440円	220円	440円	440円	660円
自動機	現金振込手数料	無料		110円	220円	110円	220円	330円	440円
	カード振込手数料	無料		無料		110円	220円	330円	440円
	県外カード振込手数料	無料		無料		110円	220円	330円	440円
	他行カード振込手数料 ※2	無料		無料		110円	220円	330円	440円
	信漁連カード振込手数料	無料		無料		110円	220円	330円	440円
視覚障がい者等に対する為替手数料		ATMカード振込手数料と同額							
ネットバンク振込手数料		無料		無料		110円	220円	330円	440円
法人 I B	振込	無料		110円	220円	110円	220円	330円	440円
	総合振込	無料		110円	220円	110円	220円	330円	440円
	給与・賞与振込手数料	無料		無料		無料		110円	
定時自動送金手数料	電信扱	無料		110円	220円	110円	220円	440円	660円
	文書扱	—		110円	220円	110円	220円	440円	660円

※1 文書扱の場合、お振込みの内容が税金、税金以外に関わらず、一律に手数料が必要となります。

※2 他金融機関キャッシュカードにて当JAのATMを利用してお振り込みをされる場合、振込手数料のほかに別途ATM手数料が必要となります。

代金取立手数料

(税込)

種 別		同一店舗	本支店	県内系統	県外系統	他行
代金取立	高知手形交換所内	無料	220円	440円	—	440円
	高知手形交換所外	普通扱	—	—	—	660円
		至急扱	—	—	—	880円

その他為替手数料

(税込)

種 別		金 額
その他 為 替 手 数 料	送金組戻料	660円
	振込組戻料	660円
	取立手形組戻料	660円
	取立手形店頭呈示料	660円 ※ただし、この金額を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。
	不渡手形返却料	660円
	離島回金料	無料

口座振替手数料 (1件ごと) (税込)

種 別		同一店舗	本支店
口座振替	窓口扱い(帳票渡し)	110円	
	自振扱い(CD・MT等)	55円	
定時自動集金手数料		110円	

その他手数料 (税込)

種 別		金 額	種 別	金 額	
各種証明書発行手数料	貯金残高証明書	定例発行	キャッシュカード暗証番号照会手数料	550円	
		随時発行※3			
		定形外様式※4			
	貸付残高証明書	220円			
融資証明書 ※5	1,100円	再発行手数料※6	貯金通帳	550円	
その他各種証明書	220円		貯金証書	550円	
	小切手帳(50枚)		880円	ICキャッシュカード	1,100円
			手形帳(50枚)	1,100円	ローンカード
発行手数料	自己宛小切手(1枚)	550円	JAカード一体型	660円	
	署名判手数料(削除は無料)	2,750円		取引履歴明細	1依頼書 440円 21枚以上は1枚ごと22円
	両替手数料 (1日あたりの枚数)		「持込みの紙幣・硬貨の合計枚数」か「受取の紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数に応じて手数料徴収		1~100枚 無料 ~300枚 110円 ~500枚 220円 ~1000枚 330円 以降1000枚毎に 330円加算
大量硬貨入出金手数料 (1日あたりの枚数)		1~100枚 無料 ~300枚 110円		~500枚 220円 ~1000枚 330円 以降1000枚毎に 330円加算	
保護預り		国債窓販保護預り 年額	無料		
法人JAネットバンク月額基本手数料		照会・振込サービス	1,100円		
		照会・振込サービス+データ伝送	3,300円		
住宅ローン関係	全額繰上返済手数料 ※5 (保証機関付保証のみ対象)	2,000万円以上	33,000円		
		1,000万円以上	22,000円		
		500万円以上	11,000円		
		500万円未満	5,500円		
	一部繰上返済手数料 ※5 (保証機関付保証のみ対象)	5,500円			
	条件変更手数料 ※5 (保証機関付保証のみ対象)	5,500円			
	金利変更手数料 ※5 (保証機関付保証のみ対象)	5,500円			
住宅取得控除年末残高証明書	無料				
住宅取得控除年末残高証明書(再発行)	220円				
貸付留保金取扱手数料 ※5 払出金額毎	払出金額×0.30%+消費税				
貸金庫(年間使用料) (芸西支所)	サイズ ※7	H8.5×W24.4×D38.3	14,520円		
		H6.3×W24.4×D38.3	10,560円		
カード再発行手数料 鍵紛失(錠前交換)		3,300円 16,500円			
全自動貸金庫(年間使用料) (とさのさと支所)	サイズ ※7	H13.8×W25.5×D34.8	18,480円		
		H9.8×W25.5×D34.8	15,840円		
		H5.8×W25.5×D34.8	10,560円		
カード再発行手数料 鍵紛失(錠前交換)		4,400円 16,500円			
成年後見支援貯金にかかる 口座開設手数料 ※8		11,000円			

- ※3 相続貯金等残高証明書も随時発行に含まれる。
- ※4 JA所定様式外での発行および監査法人様向けの発行が含まれる。
- ※5 住宅ローン関係手数料については、合併後案件から適用する。合併前案件については、旧組合の手数料とする。なお、合併前に正式申し込みを受け付けた場合でも、合併後に実行する案件は、全て合併後手数料を適用する。証明書以外の手数料で徴収項目が複数同時発生した場合は、一番高い手数料のみ適用する。
- ※6 再発行手数料は、紛失・汚損破損していない名義変更と犯罪被害に起因する再発行のみ手数料を無料とする。
- ※7 サイズ: W=Width(幅) H=Height(高さ) D=Depth(奥行き)
- ※8 口座管理にかかる手数料は無料とする。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取組）

当組合の貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「J Aバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJ A等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々のJ Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組をしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。